

## 電気通信大学履修証明プログラム規程

制定 令和2年2月19日規程第31号  
最終改正 令和5年3月27日規程第125号

### (趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第77条第3項の規定に基づき、電気通信大学(以下「本学」という。)における履修証明プログラム(以下「プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 プログラムは、社会人等を対象として、本学の教育研究資源を活かした学習の機会を提供することを目的とする。

### (事業責任者)

第3条 プログラムの事業全体を統括する者として、事業責任者を置く。

2 事業責任者は、本学の理事又は教育研究職員のうちから学長が指名する。

### (プログラムの履修資格)

第4条 事業責任者は、プログラムの内容に応じて、必要とする履修資格を定めることができる。

### (プログラムの編成)

第5条 プログラムは、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 プログラムは、原則として、前学期若しくは後学期又は通年で実施するものとし、総時間数は60時間以上とする。

3 プログラムにおける講習又は授業科目は、本学の教育研究職員が担当するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、学外の有識者に委嘱することができる。

### (実施の手続)

第6条 事業責任者は、プログラムを実施しようとするときは、別紙様式第1による履修証明プログラム実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し、第14条に定める履修証明プログラム運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、学長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、前項により実施計画書の提出を受けた場合において、当該計画の内容が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

3 事業責任者は、プログラムを廃止しようとするときは、運営委員会の議を経て、学長に届け出なければならない。

### (プログラムの公表)

第7条 事業責任者は、プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他必要事項をインターネットの利用その他適切な方法によりあらかじめ公表するものとする。

### (履修手続等)

第8条 プログラムの履修を志願する者（以下「志願者」という。）は、別紙様式第2の履修願書（以下「履修願書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (2) 学長が必要と認める書類  
(履修者の決定等)

第9条 前条の履修願書を受理した事業責任者は、運営委員会の議を経て、プログラムの履修の可否を決定し、その結果を志願者に通知するものとする。

(受講料)

第10条 履修を許可された者（以下「履修者」という。）は、本学が指定する期日までに、別に定める受講料を本学に納めなければならない。

2 既納の受講料は、返還しない。

(教材費等)

第11条 履修者は、前条の受講料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担するものとする。

(修了の要件)

第12条 プログラムの修了は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 総受講時間数の3分の2以上の出席
- (2) 試験の成績が100点満点で60点以上の評価

(修了の認定)

第13条 プログラムの修了の要件を満たした者について、運営委員会の議を経て、学長が認定する。

2 プログラムの修了の認定を受けた者には、別紙様式第3の履修証明書を交付する。

(運営委員会の設置)

第14条 プログラムの円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

(運営委員会の審議事項)

第15条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プログラムの企画、立案及び実施に関すること。
- (2) プログラムの履修及び修了に関すること。
- (3) 企業等アンケート調査に関すること。
- (4) eラーニングシステム構築に関すること。
- (5) Webサイトに関すること。
- (6) プログラムの運営に関すること。
- (7) その他プログラムに関すること。

(運営委員会の組織)

第16条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事業責任者
- (2) 事業責任者が指名する教育研究職員 数名
- (3) 学外の有識者のうちから事業責任者が委嘱するもの 数名
- (4) その他事業責任者が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会委員長)

第17条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(運営委員会の開催等)

第18条 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(外部評価委員会の設置)

第19条 プログラムについて、学外の有識者による外部評価を受けるため、履修証明プログラム外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

(外部評価委員会の任務)

第20条 外部評価委員会は、プログラムの有効性の検証・評価及び改善に関する助言等を行う。

(外部評価委員会の組織)

第21条 外部評価委員会は、大学、団体、機関等の学外者から事業責任者が委嘱する者数名をもって組織する。

2 前項に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価委員会委員長)

第22条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(外部評価委員会の開催等)

第23条 外部評価委員会は、毎年度プログラム終了後に開催する。

2 外部評価委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 電気通信大学における履修証明プログラムに関する規程及び電気通信大学ウェブシステムデザインプログラムの実施に関する規程は、廃止する。

附 則 (令和5年3月27日規程第125号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別紙様式第 1

## 履修証明プログラム実施計画書

履修証明プログラムの名称				
目 的				
内 容				
履 修 資 格				
定 員				
受 講 料		総時間数		
開 設 期 間				
講習又は授業の方法				
修 了 要 件				
そ の 他 特 記 事 項				
履修証明プログラムの構成（開設科目等）				
開設科目等の名称	講習・授業科目の別	時間数	担当教員名	備 考

備考：上記のほか、①授業科目の場合はシラバス、講習の場合はその概要、②実施スケジュール、③実施体制、④当該履修証明プログラムの評価体制、⑤その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式第2

電気通信大学履修証明プログラム ( )

履 修 願 書

西暦 年 月 日

電気通信大学長 殿 フリガナ 氏 名 性別 西暦 年 月 日生		写真貼付 3 cm×2.4 cm 無帽上半身 正面
このたび、電気通信大学が開設する履修証明プログラムを履修したいので、 許可くださるようお願いします。		
住 所	〒 携帯 E-mail (※事務連絡などは基本的にEメールで行いますので、正確にご記入ください)	
連 絡 先 ※現住所以外を希望される場合に記入	〒 携帯 E-mail (※事務連絡などは基本的にEメールで行いますので、正確にご記入ください)	
勤 務 先	名称： 住所地： 部署： 職名： 携帯 FAX	
学 歴	学校名	卒業・修了・退学年月日
		西暦 年 月 日
		西暦 年 月 日
		卒・修・退
		西暦 年 月 日
		西暦 年 月 日
入学資格に係わる最終学歴の「卒業証明書」を添付してください。また同等以上の学力を有することを証明できる書類を添付してください。		



## 履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学  
所定の プログラム（計 時間）を修め  
たことを証する。

### プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として である者を対象として、 のような人材（能力）を養成することを目的とし、（ と連携して） 、 、 等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

年 月 日

電気通信大学長

⑩

（注）各種資格の取得に結びつくような場合は、その旨を付記する。